

重要事項説明書別紙

訪問看護 医療保険

訪問看護リハビリステーションしょう

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社エンハビ
主たる事務所の所在地	〒650-0002 神戸市中央区北野町2丁目6番2号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 茅園 勝源
設立年月日	2023年6月8日
電話番号	078-242-0880

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護リハビリステーション しょう
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所の所在地	〒651-0092 神戸市中央区生田町3丁目2-5-1-601
電話番号	078-764-0664
指定年月日・事業所番号	2024年2月1日指定 2865190678
管理者の氏名	高橋 果子
通常の事業の実施地域	神戸市中央区、灘区、兵庫区、東灘区

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活

を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

6. 事業所の職員体制

看護師	常勤 3名（うち1名は管理者）、非常勤 2名
作業療法士	常勤 1名、非常勤 1名

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたってご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 高橋 果子
----------	-----------

8. 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示及び利用者の係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容（サービス例） ①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪などによる清潔の保持 ③食事や排泄など日常生活のサポート ④褥瘡の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症患者の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置 ⑪訪問看護報告書等の作成 など

9. 利用料

提供するサービスの利用料、利用負担額については重要事項説明書別紙に記載していますので、ご参照ください。

お支払いいただく「利用者負担額」は、医療保険の法定利用料に基づく金額です。

（1） 交通費

利用者の居宅（訪問場所）が通常の実施地域以外の場合、下記交通費を実費にて別途請求

いたします。

①公共交通機関利用の場合：実際の運賃

②自動車利用で事業所から片道おおむね 30km 未満：300 円

③自動車利用で事業所から片道おおむね 30km 以上：500 円

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日（営業時間外）	利用者負担金の 10%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 100%の額

(注) 利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

(3) 支払い方法

上記に係る利用料(利用者負担分の金額)は、1 ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7 日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 銀行 支店 普通口座
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 神戸信用金庫 北野法人事務所 普通口座 0009944 名義人 株式会社エンハビ
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

10. サービスの提供にあたって

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行

われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

(4) サービスの提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

1 1. 秘密の保持と個人情報の保護

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

1 2. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	〇〇〇〇
	所在地	〇〇〇〇
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	〇〇〇〇(〇〇〇〇)
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

1 3. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	損害賠償保険
補償の概要	損害賠償

1 4．業務継続計画の策定等

- ①感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ②感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- ③感染症や災害が発生した場合において、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

1 5．衛生管理等

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- ④看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 6．苦情相談窓口

（1） サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	相談担当者	茅園 勝源
	電話番号	078－764－0664
	面接場所	当事業所の相談室

（2） サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	神戸市福祉局	電話番号 078－322－6326
	兵庫県国民健康保険 団体連合会	電話番号 078－332－5617

1 7．サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- （1） サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了承ください。
 - 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など金銭に関する取扱い
- （2） 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- （3） 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

〇〇年〇〇月〇〇日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	神戸市中央区北野町2丁目6番2号	
	事業者（法人）名	株式会社エンハビ	
	代表者職・氏名	茅園 勝源	印
	説明者職・氏名		印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所		
	氏名		印

署名代行者（又は法定代理人）			
	住所		
	本人との続柄		
	氏名		印

立会人	住所		
	氏名		印

重要事項説明書別紙 訪問看護 介護保険

訪問看護リハビリステーションしょう

重要事項説明書

18. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社エンハビ
主たる事務所の所在地	〒650-0002 神戸市中央区北野町2丁目6番2号
代表者（職名・氏名）	代表取締役 茅園 勝源
設立年月日	2023年6月8日
電話番号	078-242-0880

19. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護リハビリステーション しょう	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒651-0092 神戸市中央区生田町3丁目2-5-1-601	
電話番号	078-764-0664	
指定年月日・事業所番号	2024年2月1日指定	2865190678
管理者の氏名	高橋 果子	
通常の事業の実施地域	神戸市中央区、灘区、兵庫区、東灘区	

20. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

21. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます。）が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

2 2. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

2 3. 事業所の職員体制

看護師	常勤 3名（うち1名は管理者）、非常勤 2名
作業療法士	常勤 1名、非常勤 1名

2 4. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたってご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管理者 高橋 果子
----------	-----------

2 5. 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示及び利用者の係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容（サービス例） ①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪などによる清潔の保持 ③食事や排泄など日常生活のサポート ④褥瘡の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症患者の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置 ⑪訪問看護報告書等の作成 など

2 6. 利用料

提供するサービスの利用料、利用負担額については重要事項説明書別紙に記載していますので、ご参照ください。

お支払いいただく「利用者負担額」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

（4） 交通費

利用者の居宅（訪問場所）が通常の実施地域以外の場合、下記交通費を実費にて別途請求いたします。

①公共交通機関利用の場合：実際の運賃

②自動車利用で事業所から片道おおむね 30km 未満：300 円

③自動車利用で事業所から片道おおむね 30km 以上：500 円

（５） キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日（営業時間外）	利用者負担金の 10%の額
利用予定日の当日	利用者負担金の 100%の額

（注）利用予定日の前々日までのキャンセルの場合は、キャンセル料不要です。

（６） 支払い方法

上記に係る利用料（利用者負担分の金額）は、1 ヶ月ごとにまとめて請求いたしますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、7 日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 銀行 支店 普通口座
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の末日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 神戸信用金庫 北野法人事務所 普通口座 0009944 名義人 株式会社エンハビ
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

2.7. サービスの提供にあたって

（１）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

（２）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当

該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

(4) サービスの提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

2 8. 秘密の保持と個人情報の保護

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

2 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い指示を求める等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	〇〇〇〇
	所在地	〇〇〇〇
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄)	〇〇〇〇(〇〇〇〇)
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

3 0. 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	損害賠償保険
補償の概要	損害賠償

3 1. 業務継続計画の策定等

- ①感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ②感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- ③感染症や災害が発生した場合において、迅速に行動できるよう訓練を実施します。

3 2. 衛生管理等

- ①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- ③感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- ④看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

3 3. 苦情相談窓口

- （3） サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	相談担当者	茅園 勝源
	電話番号	078-764-0664
	面接場所	当事業所の相談室

- （4） サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	神戸市福祉局	電話番号 078-322-6326
	兵庫県国民健康保険 団体連合会	電話番号 078-332-5617

3 4. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- （4） サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんのであらかじめご了解ください。
 - 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など金銭に関する取扱い
- （5） 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- （6） 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

〇〇年〇〇月〇〇日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	神戸市中央区北野町2丁目6番2号	
	事業者（法人）名	株式会社エンハビ	
	代表者職・氏名	茅園 勝源	印
	説明者職・氏名		印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者	住所		
	氏名		印

署名代行者（又は法定代理人）			
	住所		
	本人との続柄		
	氏名		印

立会人	住所		
	氏名		印

個人情報の取り扱いについて（訪問看護）のご説明と同意書

当事業所では、利用者様の個人情報を以下のように取り扱います。
下記の内容をご確認いただき、同意の上、ご契約いただきますようお願いいたします。

株式会社エンハビ 代表取締役 茅園勝源
訪問看護リハビリステーション しょう 管理者 高橋果子

1. 利用目的

- (1) 利用者さまへの適切な訪問看護サービスを提供するため
- (2) 請求事務・管理を適切に行うため
- (3) 法令・行政上の業務への対応のため
- (4) 保険請求業務のため
- (5) ご家族への病状説明のため
- (6) 電子カルテなどの診療情報の相互提供及び情報共有

以上の目的以外で利用者さまの情報を利用する場合、利用者さまご本人に個別理由を説明し同意を得た上で行うものといたします。

ただし、緊急の場合や治療上必要な場合等、当ステーションが必要と判断した場合は、利用を優先し後ほどご説明させていただきます。

2. 個人情報の第三者提供について

利用者さまの個人情報は、あらかじめ利用者さまの同意をいただくことなく外部に提供することはありません。

ただし、以下の利用目的に該当する場合は、利用者さまから特にお申し出がない限り、訪問看護サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、利用者さまの個人情報を第三者に提供する場合があります。

- (1) 主治医への報告、指示・助言を求める場合
- (2) ケアマネジャー・介護保険事業者との連携、照会への回答
- (3) 国保連合会・社会保険事務局への保険請求、照会への回答
- (4) 当事業所において行われる研修等実施時の情報提供
- (5) 行政・外部監査機関による指導・監査対応のための情報提供

3. 個人情報の開示・訂正・削除・その他お問い合わせ先について

開示・訂正・削除・その他については、下記までご連絡ください。

お問い合わせ先：訪問看護リハビリステーション しょう

電話番号 ： 078-764-0664

同意書

年 月 日

上記個人情報の取扱について（訪問看護）に同意します。

氏名 _____ 印 _____

代理承諾者氏名 _____ 本人との関係（ ） _____

訪問看護
重要事項説明書別紙
医療保険

訪問看護リハビリステーションしょう

訪問看護利用料金(医療保険)

医療保険での訪問看護利用料は、(基本療養費+管理療養費+加算分)×負担割合となります。

1. 基本料金(1回の訪問看護サービスの利用料)

	算定項目	料金(円)	1割負担(円)	2割負担(円)	3割負担(円)
訪問看護 基本療養費	週 3 日まで	5550	555	1110	1665
	週 4 日以降	6550	655	1310	1965
訪問看護 管理療養費	月の初日	7670	767	1534	2301
	2 日目以降	3000	300	600	900

2. 加算料金(状況に応じて加算する利用料)

24時間体制加算		6800	680	1360	2024
特別管理加算	特別管理加算 Ⅰ	5000	500	1000	1500
	特別管理加算 Ⅱ	2500	250	500	750
夜間・早朝訪問 看護加算	夜間(18～ 22)	2100	210	420	630
	早朝(6～8)				
深夜訪問看護 加算	深夜(22～6)	4200	420	840	1260
退院時共同指導加算		8000	800	1600	2400
特別管理指導加算(退院時)		2000	200	400	600
退院支援指導加算(退院日)		6000	600	1200	1800
長時間訪問看護加算(90分以上)		5200	520	1040	1560
難病等複数回 訪問看護加算	2回目	4500	450	900	1350
	3回以上	8000	800	1600	2400
在宅患者連携指導加算		3000	300	600	900
訪問看護ターミナルケア療養費		25000	2500	5000	7500

3. 保険外(自費)

エンゼルケア(死後の処置)	10000
---------------	-------

※医療保険での訪問看護は、原則1日1回(1回の訪問は90分まで)、週3回までとなっています。
 ただし、病名等によっては、複数回訪問や90分以上の訪問、週4日以上が可能です。
 ※訪問看護指示書料金については、主治医の医療機関にお支払いが発生します。

※各種加算について

24 時間対応体制加算	24 時間連絡体制にあり、緊急時に対して必要に応じて訪問を行う 体制にあり、利用者および家族の同意を得て算定
特別管理加算	指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します
夜間・早朝訪問看護加算	夜間(18:00～22:00) 早朝(6:00～8:00)に訪問看護を行った場合に加算
深夜訪問看護加算	深夜(22:00～6:00)に訪問看護を行った場合に加算
退院時共同指導加算	医療機関等を退院後の訪問看護について、医療機関と共同で在宅療養上必要な指導を行った場合に算定
特別管理指導加算(退院時)	特別管理加算算定に該当する方で、退院時共同指導加算を算定する場合、加算される
退院支援指導加算(退院日)	厚生労働省大臣が定める疾病等や特別管理加算の対象となる利用者に対して退院日に在宅で療養上の指導を行った場合
長時間訪問看護加算(90 分以上)	訪問時間が 90 分を超えた場合、週 1 回に限り算定。 特別管理加算を算定する場合に算定
難病等複数回訪問看護加算	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者及び主治医が必要と認め、特別指示書が交付された場合に限り 1 日 2 回又は3回以上の訪問ができる

在宅患者連携指導加算	訪問診療を実施している医療機関や訪問薬剤管理指導を実施している薬局と月 2 回以上文章等により情報を共有しその情報を踏まえて療養上の指導を行った場合
訪問看護ターミナルケア療養費	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合に算定

※保険外(自費について)

自宅での看取り後、死後の処置を行った場合、保険での請求とは別に 10000 円いただきます。

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

② 在宅自己腹膜灌流(かんりゅう)指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

④ 真皮を超える褥瘡の状態

⑤ 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

精神科訪問看護 医療保険の算定料早見表(2024 年 6 月～)

※こちらの表では、令和 6 年 6 月 1 日施行の変更点を赤字で表示しております。

精神科訪問看護基本療養費				算定料
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅰ)	看護師、保健師、作業療法士の場合	週 3 日目まで	30 分未満	4250 円
			30 分以上	5550 円

				週 4 日目以降	30 分未満	5100 円			
					30 分以上	6550 円			
			准看護師の場合	週 3 日目まで	30 分未満	3870 円			
					30 分以上	5050 円			
				週 4 日目以降	30 分未満	4720 円			
					30 分以上	6050 円			
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	看護師、保健師、作業療法士の 場合	同一建物、同一日 2 人	週 3 日目まで	30 分未満	4250 円				
				30 分以上	5550 円				
			週 4 日目以降	30 分未満	5100 円				
				30 分以上	6550 円				
		同一建物、同一日 3 人以上	週 3 日目まで	30 分未満	2130 円				
				30 分以上	2780 円				
			週 4 日目以降	30 分未満	2550 円				
				30 分以上	3280 円				
	准看護師の場合	同一建物、同一日 2 人	週 3 日目まで	30 分未満	3870 円				
				30 分以上	5050 円				
			週 4 日目以降	30 分未満	4720 円				
				30 分以上	6050 円				
		同一建物、同一日 3 人以上	週 3 日目まで	30 分未満	1940 円				
				30 分以上	2530 円				
			週 4 日目以降	30 分未満	2360 円				
				30 分以上	3030 円				
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)					8500 円				
精神科訪問看護基本療養費の加算①			算定量		精神科訪問看護基本療養費の加算②			算定量	
特別地域訪問看護加算			基 本 療 養 の 50/100		複数名精神科訪問 看護加算	看護師、保健師、作 業療法士 場合	1 日 1 回	同一建物 2 人以下	4500 円
精神科緊急訪問看護加算	月 14 日目まで(1 日につき)		2650 円				同一建物 3 人以上	4000 円	
	月 15 日目以降(1 日につき)		2000 円	1 日 2 回			同一建物 2 人以下	9000 円	
長時間精神科訪問看護加算			5200 円					同一建物 3 人以上	8100 円
夜間早朝訪問看護加算			2100 円				1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下	14500 円

深夜訪問看護加算			4200 円					同一建物 3 人以上	13000 円		
精神科複数回訪問 加算	1 日 2 回	同一建物 2 人以下	4500 円					准看護師の場合	1 日 1 回	同一建物 2 人以下	3800 円
		同一建物 3 人以上	4000 円							同一建物 3 人以上	3400 円
	1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下	8000 円						1 日 2 回	同一建物 2 人以下	7600 円
		同一建物 3 人以上	7200 円							同一建物 3 人以上	6800 円
									1 日 3 回以上	同一建物 2 人以下	12400 円
同一建物 3 人以上								11200 円			
看護補助者、精神保健福祉士の場合								同一建物 2 人以下	3000 円		
						同一建物 3 人以上	2700 円				

訪問看護管理療養費				算定量	
月の初日の訪問の場合				機能強化型訪問看護管理療養費1	13230 円
				機能強化型訪問看護管理療養費 2	10030 円
				機能強化型訪問看護管理療養費 3	8700 円
				1から3までの以外の場合	7670 円
月の 2 日目以降の訪問の場合				訪問看護管理療養費1	3000 円
				訪問看護管理療養費2	2500 円
訪問看護管理療養費の加算①			算定量	訪問看護管理療養費の加算②	算定料
24 時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6800 円		在宅患者連携指導加算	3000 円
	上記以外の場合	6520 円		在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2000 円
特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合	5000 円		精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料 2 のイの利用者 8400 円
	上記以外の場合	2500 円			精神科在宅 5800 円

			患者支援管理料2の口の利用者	
退院支援指導加算	厚生労働大臣が定める長時間の訪問の場合	8400 円	看護・介護職員連携強化加算	2500 円
	上記以外の場合	6000 円	退院時共同指導加算	8000 円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人口膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2500 円	特別管理指導加算	2000 円
	特定行為研修を終了した看護師が計画的な管理を行った場合	2500 円	訪問看護医療 DX 情報活用加算	50 円

その他の療養費		算定量
訪問看護ターミナルケア療養費	訪問看護ターミナルケア療養費1	25000 円
	訪問看護ターミナルケア療養費2	10000 円
訪問看護情報提供療養費	訪問看護情報提供療養費1	1500 円
	訪問看護情報提供療養費 2	1500 円
	訪問看護情報提供療養費 3	1500 円
その他の療養費の加算		算定量
遠隔死亡診断補助加算		1500 円

訪問看護
重要事項説明書別紙
介護保険

訪問看護リハビリステーションしょう

訪問看護利用料金(介護保険)

※1 単位の単価は、4 級地 10.84 円となります。

1. 基本料金(1回の訪問看護サービスの利用料:看護師訪問時)

	算定項目	単位数	基本利用料(円)	1 割 負 担 (円)	2 割 負 担 (円)	3 割 負 担 (円)
要介護 1～5の方	訪看 1:20分未満	314	3403	341	681	1021
	訪看 2:30分未満	471	5105	511	1021	1532
	訪看 3:30分以上60分未満	823	8921	893	1785	2677
	訪看4:60分以上90分未満	1128	12227	1223	2446	3669
要支援 の方	訪看 1:20分未満	303	3284	329	657	986
	訪看 2:30分未満	451	4888	489	978	1467
	訪看 3:30分以上60分未満	794	8606	861	1722	2582
	訪看 4:60分以上90分未満	1090	11815	1182	2363	3545

基本料金(1回の訪問看護サービスの利用料:作業療法士等訪問時)

	算定項目	単位数	基本利用料(円)	1 割 負 担 (円)	2 割 負 担 (円)	3 割 負 担 (円)
要介護 1～5の方	訪看 I 5:20分	294	3186	319	638	956
	訪看 I 5×2:40分	588	6373	638	1275	1912
	訪看152超×3:60分	795	8617	862	1724	2586
要支援	訪看 I 5:20分	284	3078	308	616	924

の方	訪看 I 5×2:40 分	568	6157	616	1232	1848
	訪看152超×3: 60 分	426	4617	462	924	1386

2. 加算料金(必要に応じて加算する利用料)

早朝・夜間・深夜の(予防)訪問 看護		夜間(18~22)・早朝(6~8) 25%加算				
		深夜(22~6) 50%加算				
初回加算(I)		350	3794	380	759	1139
初回加算(II)		300	3252	326	651	976
緊急時訪問看護加算		574	6222	623	1245	1867
特別管理加算	特別管理加算 I	500	5420	542	1084	1626
	特別管理加算 II	250	2710	271	542	813
退院時共同指導加算		600	6504	651	1301	2002
ターミナルケア加算		2500	27100	2710	5420	8130

3. 保険外(自費)

エンゼルケア(死後の処置)	10000
---------------	-------

※訪問看護指示書料金については、主治医の医療機関にお支払いが発生します。

※サービス提供時間数について

実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び

訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。

なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の意見の同意を得て、

居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

※各種加算について

初回加算 I	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、病院・診療所または介護保険施設から、退院又は退所した日に初回の訪問看護を提供した場合に加算します。
--------	--

	また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
各種加算Ⅱ	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、退院・通所した翌日以降に訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う旨を説明し、同意を得た場合に加算します。
特別管理加算	指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。

※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

- ① 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流(かんりゅう)指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

ターミナルケア加算	在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24 時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。
退院時共同指導加算	入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。なお、初回加算を算定する場合は算定しません。
複数名訪問看護加算	二人の看護師等が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問 看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、 介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※ 地域区分別(4 級地)の単価を含んでいます。

※保険外(自費について)

自宅での看取り後、死後の処置を行った場合、保険での請求とは別に 10000 円いただきます。